

令和2年度事業計画

令和元年中の宮城県内における刑法犯認知件数は12,980件で、前年比775件(-5.6%)減少し、平成14年以降18年連続の減少となり、平成13年ピーク時の約49,900件との対比で約74%減少するなど、治安は着実に改善しつつある。

しかし、一方で、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害件数が213件、被害金額2億8,122万円、子どもや女性を対象とした声かけやつきまとい・痴漢・盗撮等の脅威事案が1,771件発生し、いずれも減少しているものの、依然として高い水準で推移している。

また、窃盗の認知件数は減少しているものの、県民が不安に感じる犯罪として常に上位にあげている「空き巣等の侵入窃盗」が、刑法犯認知件数の10.6%を占める、1,378件発生している。

さらに、窃盗が減少する中で「車上ねらい」が1,042件発生し、前年比365件(53.5%)と大幅に増加するなど、県民生活に身近な犯罪が後を絶たない状況にあり、治安に対する県民の不安感を改善するまでには至っておらず、犯罪情勢は依然として厳しい現状にある。

このような犯罪情勢を踏まえ、県警察をはじめ、県内各地区防犯協会連合会や自治体、防犯ボランティア団体等と相互に連携を図り、効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の自主防犯意識を高め、「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」を実現するため、次の事業を行う。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）

犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民全ての願いであり、県民生活や社会発展の基礎となるものである。

とりわけ、県民の身近なところで発生している強盗や侵入窃盗を始め、サイバー犯罪や高齢者等を対象とした特殊詐欺、子どもや女性を対象とした性犯罪等及び万引きや自転車盗など少年非行の入口となる犯罪を未然に防止し、犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を強力に推進する。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会連合会、防犯指導（実働）隊、職域防犯団体及び地域の自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、防犯活動の実効性、効率性の向上及び自主防犯意識の普及・高揚を図る。

特に、防犯ボランティア団体等が相互に連携する機会の提供、治安状況に応じた活動のレベルアップ、あるいは真摯に取り組んでいる団体や個人の励みを醸成するため、ホームページ上で防犯ボランティア団体の活動の好事例等を紹介するなど、その拡充を図る。

(2) 若い世代の参加促進等を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援

防犯ボランティア団体等構成員の高齢化や後継者不足、活動参加者の固定化等の課題を踏まえ、若い世代の防犯ボランティアへの参加を促進するため、中・高校生や大学生等で組織されたヤング防犯ボランティア団体の活動に対する支援を行うなど、自主防犯活動の活性化と定着化を図る。

(3) 防犯ボランティア団体の自主防犯活動促進のための支援

県内の防犯ボランティア団体数は、平成22年末には554団体であったが、東日本大震災の影響や団体構成員の高齢化、後継者不足等により、令和元年末には377団体にまで減少しているな

ど防犯ボランティア団体の課題を踏まえ、新規団体の結成に伴う経費等の一部助成や防犯活動資機材等の提供、助言・指導等の支援を行い、新規結成と効果的な活動の促進を図る。

(4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

青色回転灯付き防犯パトロール車の運用は、住民の身近な犯罪に対する直接的な抑止力と地域住民の安心感を醸成する効果があり、地域の安全・安心の確立を図る上で大きな役割を果たしている。

令和元年末の県内における青色回転灯付き防犯パトロール車の保有台数は519台となっているが、これは、全国や東北6県の平均保有台数を大きく下回っている。

このため、公益財団法人全国防犯協会連合会が一般財団法人日本宝くじ協会から寄贈される「青色回転灯付き防犯パトロール車」の譲渡を受け、必要としている地区防犯協会連合会に提供し、その効果的運用を促進する。また、新規に青色回転灯付き防犯パトロール車を運用しようとする団体や劣化した青色回転灯を整備しようとする既存の団体に対して青色回転灯を提供し、その運用促進を図る。

2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の普及啓発

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

10月に実施される全国地域安全運動において、宮城県及び県警察との共催により、「全国地域安全運動宮城県大会」を開催し、県民の防犯意識の高揚を図る。

(2) 季節地域安全運動の実施

春、夏、秋及び年末年始の節目の時期に、それぞれ期間及び重点を定め、各地区防犯協会連合会と連携した季節地域安全運動を実施し、犯罪の未然防止及び防犯意識の高揚を図る。

(3) 防犯指導隊等を対象とした「ホットスポットパトロール実戦塾」等の開催

防犯指導隊連絡協議会等の協力の下、県警察との共催により、防犯指導隊や青色防犯パトロール実施団体、防犯ボランティア団体、防犯CSR活動実施事業所、自治体等の構成員・関係者を対象とした「ホットスポットパトロール実戦塾」等を開催し、侵入犯罪や子ども女性を対象とした犯罪被害防止のための基本的活動である防犯パトロールのレベルアップを図る。

(4) 広報紙の発行等広報啓発活動の推進

機関紙「防犯みやぎ」、「犯罪と防犯」の発刊、各種防犯ポスター・リーフレット等の作成配布、のぼり旗・立て看板の掲出等による広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚を図る。

(5) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上及び防犯意識の啓発を目的に、県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に防犯作文及びポスターを募集し、優秀作品を全国地域安全運動宮城県大会において顕彰する。

(6) 防犯DVDの整備、貸し出し

防犯研修会等で役立つ最新の広報啓発用DVDを整備し、各巻の内容をホームページに登載するなどして学校や防犯ボランティア等関係機関・団体のみならず、広く一般を対象に無償で貸し出し、防犯意識の高揚を図る。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関・団体等と連携した非行防止活動

令和元年中の県内の刑法犯少年の検挙人員は302人で減少傾向にあるものの、刑法犯に占める

少年の割合は9.5%と高原状態が続き、再犯者率は34.7%で、対前年比で+9.3%と大幅に増加している。

少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、宮城県や県警察、関係機関・団体と一体となった活動を推進する。

(2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等を基本柱とした「非行少年を生まない社会づくり」のための活動を支援するなど、県警察や各地区防犯協会連合会等と連携し、効果的な活動を推進する。

(3) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として県警察が指定した次の1地区に対し、環境浄化に向けた広報啓発活動及び非行防止活動を支援するため、所要の助成を行う。

指 定 地 区 名	指定機関（期間）	関 係 機 関
仙台中央地区防犯協会連合会 （青葉区／国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台中央警察署 仙台市青葉区

(4) 万引き防止活動

万引きは、罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入り口となる犯罪であることから、県警察や宮城県万引き防止対策協議会を始めとした関係機関・団体と連携し、『万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）』や『万引きは犯罪である』ことの広報啓発等、地域ぐるみによる万引き防止活動を推進する。

4 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止に関する活動

令和元年中に県内で薬物事犯により検挙された人員は132人で、対前年比5.7%減少しているが、このうち、覚せい剤事犯の検挙人員が86人で全薬物事犯の65.2%を占め、突出している。

また、覚せい剤事犯の検挙人員の69.8%が暴力団構成員等で、再犯者も66.3%を占めるなど、覚せい剤への依存性が極めて高い状況にある。

さらに、県内では、近年、特に「大麻事犯」が増加傾向にあり、その要因として、「たばこより害が少ない」、「依存性がない」等といった有害性について誤った認識を持つ者が多いことに加え、インターネット利用による一般社会各層への拡散が懸念される状況にある。

このような現状を踏まえ、薬物事犯の根絶を図るため、県警察と協働し、広報用チラシ等の作成・配布や薬物乱用防止教室等で活用する広報用資機材を提供するなど、広報啓発活動を推進する。

5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

県警察及び（公財）宮城県暴力団追放推進センター等と連携し、「銃器の根絶」、「銃器等の所持に関する情報提供の促進」、「暴力団との密接関係を禁止した暴力団排除条例の周知」などを目的とした広報啓発活動を推進し、銃器の根絶と暴力団排除を図る。

特に、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化事業として行う風俗営業管理者講習において、（公財）宮城県暴力団追放推進センターの担当官による講話を実施する。

6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止活動

令和元年中における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害件数が213件、被害金額が2億8,122万円と依然として高い水準で推移しており、特に、約80%が60歳以上と高齢者の被害が突出していることから、その被害防止に向け、医療施設における屋内電光スポット放映や広報啓発用ポスター、チラシの作成・配布、金融機関周辺での「被害防止キャンペーン」等を実施し、注意を喚起するなど、県警察や関係機関等と連携した広範かつ多角的な被害防止活動を行う。

(2) 侵入窃盗被害防止活動

県民が最も不安に感じる身近な犯罪である「空き巣等の侵入窃盗」の被害は、昨年、刑法犯認知件数の10.6%を占める1,378件発生し、うち無施錠による被害が約49%（671件）と高い比率になっていることから、県警察と協働して、侵入窃盗被害防止のための『3かけ運動（カギかけ・気にかけて・声かけよう）』等の広報啓発活動を推進するとともに、地域社会の絆づくりを強化し、自主防犯力の向上に努める。

(3) 子ども女性安全対策活動

社会的弱者である子どもや女性を対象とする性犯罪や声かけ、つきまとい、盗撮、強制わいせつなど凶悪事件に移行する恐れのある脅威事案が依然として後を絶たず、高い水準で推移している。

そこで、県警察や学校、PTA、防犯ボランティア等と連携し、相互に情報を共有しながら通学路における見守り活動や事案発生場所、危険箇所等を重点とした防犯パトロールを実施するなど、県警察等と協働した「子ども女性安全対策活動」を推進する。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

近年、企業等が社会貢献活動として、犯罪の未然防止活動や各種防犯対策に関する「防犯CSR活動」を実施していることから、こうした企業等に対し、防犯情報の提供、助言、指導等を行い、「防犯CSR活動」の活性化を図り、地域における自主防犯活動の充実強化を図る。

7 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動を積極的に推進した功績と貢献が認められた団体・個人及び県民への防犯思想の普及を題材とした防犯作文・ポスターの優秀作品を賞揚し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図る。

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
優良防犯団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	25団体
防犯功労者		80名
防犯協会等優良職員功績者	県防連会長	若干名
防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	25団体
防犯作文・ポスター入選者		30名
協助・賛助会員等	県防連会長	50団体
		1個人
企業等による防犯CSR活動優良団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	15団体

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	2名
防犯栄誉銀章		4名
防犯功労団体		1団体
防犯栄誉銅章	全防連会長	12名
功労ボランティア団体		1団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3団体
防犯功労者		12名

(2) 保険加入事業の実施

防犯指導（実働）隊員等の防犯活動中における災害補償の充実を図るため、保険制度（災害補償制度）に加入するとともに、単位防犯協会に対しては（公財）全国防犯協会連合会と民間の損害保険会社が提携している補償制度への加入促進を図る。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000円
		入院保険金日額	4,500円
		通院保険金日額	2,500円
特記事項		23名限定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000円	6,000,000円	15,000,000円
		入院保険金日額	3,000円	6,000円	7,500円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	5,000円
賠償	対 人 賠 償	1名2,000万円 1事故1億円			
	対 物 賠 償	1事故200万円			
保 險 料		100円	190円	360円	

8 防犯施設の拡充整備

安全・安心なまちづくりを目的に地区防犯協会連合会や自治会等が設置する防犯灯等の防犯設備設置費用の一部助成を行う。

9 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

自転車防犯登録は、県民の財産の保護に寄与することを目的に自転車利用者に対して義務付けられたものであることから、登録店や宮城県自転車軽自動車商業協同組合の協力を得て、自転車利用者には防犯登録の確実な履行と登録カードの早期回収等を行って電算入力を迅速化し、登録者の利便性の向上を図る。

(2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

令和元年中の県内における自転車盗の被害件数は2,065件で、対前年比33件(1.6%)減少したものの、刑法犯認知件数の約16%を占め、しかも被害自転車の66%(1,362件)が無施錠という実態にあることから、各地区防犯協会連合会等の協力を得て、自転車利用者に対し、広報用チラシ等の作成・配布により「ツーロックと防犯登録」等と呼びかける「被害防止キャンペーン」を実施するほか、ホームページに広報資料を掲載するなど、自転車の盗難防止と防犯登録促進のための広報啓発活動を推進する。

10 会議等の開催

(1) 会議

ア 通常総会

令和2年5月27日(水)「パレス宮城野」

イ 理事会

令和2年5月11日(月)「宮城県多賀城分庁舎」

令和3年3月末 「宮城県多賀城分庁舎」

(2) 各種大会等

ア 全国地域安全運動宮城県大会

令和2年10月9日(金)太白区文化センター「楽楽楽ホール」

イ ホットスポットパトロール実戦塾

開催日未定

第2 風俗環境浄化事業(公益事業2)

当宮城県防犯協会連合会は、昭和60年2月13日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)」第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から「宮城県風俗環境浄化協会」として指定を受けており、県警察や関係機関・団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、「風営適正化法」第39条第2項に掲げる次の事業を推進する。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者の保護に資するため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相談・要望等について、県警察や関係機関・団体と連携し、適切な取り扱い(処理)をする。

2 風俗営業に対する法令遵守のための啓蒙活動

(1) 管理者講習における啓蒙活動

管理者講習において、各種の資料配付、講習等により健全営業の啓蒙を行うとともに、警察本部

の担当者による講話を実施し、遵法意識の高揚を図る。

(2) 立入りにおける啓蒙活動

宮城県遊技業協同組合との協働により、風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立入りを実施し、健全営業を促進する。

3 少年指導委員に対する協力援助

管理者講習、風俗営業所の調査又は風俗営業所に対する立入りを行う際、少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立入りや補導活動を行うことについての説明を行い、積極的に協力するよう理解を求めるとともに、個別事案につき少年指導委員から要請があった場合には、その活動に協力・援助する。

4 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として組織された大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防犯協会連合会長の委嘱により、少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

(3) 地区防犯協会連合会が行う風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持、風俗環境の浄化及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う地区防犯協会連合会に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として風営適正化法に基づき、風俗営業所の管理者に対する定期講習等を行う。

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、風営適正化法に定める風俗営業の営業所の構造、設備の基準適合の有無を調査する。

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復に資することを目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示が義務付けられている。

本事業は、許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を有償で配付する事業である。

○ 古物・質屋商許可標識の斡旋

古物・質屋営業許可業者が地区防犯協会連合会事務局に依頼した古物・質屋商許可標識の注文を取りまとめて作製業者に発注し、同業者から当連合会に納品された同標識を地区防犯協会連合会経由で同許可業者に有償で配付する。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材（防犯パトロール用腕章・防犯標語等を記載した懸垂幕・防犯用ハンドブック等）を地区防犯協会連合会に斡旋し、自主防犯活動の活性化を図る。

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」と風営適正化法により、掲示義務のある年少者の立入りを禁止する「18歳未満立入禁止ステッカー」を斡旋し、風俗環境浄化を促進する。